

寒川町国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(徴収猶予)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする事由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所</p> <p>_____</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(徴収猶予)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする事由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、<u>住所及び個人番号</u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、<u>住所及び個人番号</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、平成28年1月1日から施行する。</u></p>